

個人事業主の皆さまへ (国民年金第1号被保険者)

イデコちゃん

ご存知ですか?

イデコ
個人型確定拠出年金 iDeCo の
3段階の税制メリット



ハッピーエイジング401kプラン

メリット
1

掛金全額が所得控除の対象です

課税所得※1	所得税・住民税 合計税率	税制メリット(年間)※2		
		個人型確定拠出年金の掛金(年間)		
		12万円(月1万円)	36万円(月3万円)	81.6万円(月6.8万円)
～ 195万円以下	15%	1.8万円	5.4万円	12.2万円
195万円超～ 330万円以下	20%	2.4万円	7.2万円	16.3万円
330万円超～ 695万円以下	30%	3.6万円	10.8万円	24.4万円
695万円超～ 900万円以下	33%	3.9万円	11.8万円	26.9万円
900万円超～ 1,800万円以下	43%	5.1万円	15.4万円	35.0万円
1,800万円超～ 4,000万円以下	50%	6.0万円	18.0万円	40.8万円
4,000万円超～	55%	6.6万円	19.8万円	44.8万円

国民年金に加入している個人事業主(国民年金の第1号被保険者)の場合、小規模企業共済(控除枠84万円)と別枠で

年間最大 81.6万円※3 が
所得控除の対象です。

たとえば、課税所得が300万円の方が
月額掛金68,000円を拠出した場合

※2
約16万円の
税制メリットとなります!

所得控除を有効に活用し老後に備えましょう!

毎年の確定申告で掛金拠出額を
小規模企業共済等掛金控除欄に記入します。

※小規模企業共済に加入している場合、控除枠が合算でき、
最大165.6万円控除できます。

所得 か	社会保険料控除	⑩								
	小規模企業共済等掛金控除	⑪			8	1	6	0	0	0
	生命保険料控除	⑫								
	地震保険料控除	⑬								

確定申告書のイメージ

※1 個人事業主の課税所得の計算例

課税所得=事業総収入-必要経費-社会保険料控除と基礎控除等その他の控除額の合計額

※2 税制メリット額=年間掛金×所得税・住民税の合計税率(住民税率は所得に関わらず一律10%)1,000円未満切捨て表示

(例)81.6万円×20%=約16万円

なお、平成25年から令和19年までの各年分の確定申告においては復興特別所得税(原則としてその年分の基準所得税額の2.1%)が
所得税に加算されます。上記税制メリット額は復興特別所得税分を反映しておりません。

※3 掛金の限度額 国民年金基金の掛金または国民年金の付加保険料との合算で6.8万円(年額81.6万円)

損保ジャパンDC証券株式会社は「個人型確定拠出年金 ハッピーエイジング401kプラン」の運営管理業務を行っています。
受付金融機関では同商品の受付業務を行います。

個人型確定拠出年金(iDeCo)の詳細は、ハッピーエイジング401kプランパンフレット等でご確認ください。

メリット 2 運用益が非課税です

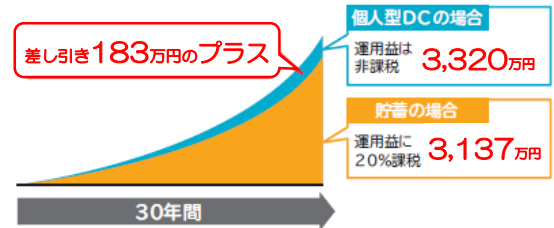
利子や分配金などの運用益に対する
所得税・住民税がかかりません。
一般の貯蓄などと比べて有利に運用できます。

モデルケースの前提条件

- ①貯蓄：年平均利回り2%、利子課税毎年20%控除
- ②iDeCo：年平均利回り2%、加入手数料2,829円、月間手数料501円

※ 右記の残高はあくまでも一定の条件に基づく試算であり、受取額を保証するものではありません。また、特別法人税・法人住民税および給付時の課税に関して考慮していません。

<モデルケース>
月額6.8万円、期間30年間



メリット 3 受取時は税制面で優遇されます

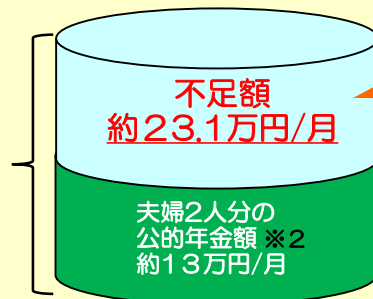
老齢給付金受取時は課税の対象となりますが、受取り方によってそれぞれ税制優遇があります。

年金で受け取り 雑所得（公的年金等）として課税され、**公的年金等控除**が受けられます。

一時金で受け取り 退職所得として課税され、**退職所得控除**が受けられます。

老後の備えは大丈夫ですか？

ゆとりのある老後の生活費
月額**36.1万円必要**※1



ゆとりある生活のためには、年金だけでは
年間約277万円の不足！

公的年金の支給は65歳から【注】です。

【注】男性・・・1961年4月2日以降に生まれた方
女性・・・1966年4月2日以降に生まれた方

※1 生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」より
※2 厚生労働省「令和2年度の年金額改定について」より
夫婦それぞれが第1号被保険者であり、老齢基礎年金を満額受取り始める場合の2人の年金額の合計

<ご加入にあたってご理解いただきたい事項>

- ・掛金は加入者ご自身の判断において運用します。また、運用結果次第では受給額が掛金総額を下回ることがあります。
- ・老齢給付金は原則60歳からの受給となりますが、加入期間によっては受給開始年齢が61歳から65歳まで順次遅くなります。
- ・原則として制度からの脱退(解約)や資産の中途引出はできません。
- ・加入後は、掛金または個人別管理資産残高から口座管理手数料等が差し引かれます。
- ・掛金から、口座管理手数料等が徴収されるため、掛金全額が運用商品の買付に充当されるものではありません。
- ・掛金の引落は、原則60歳となる誕生月で終了し、その後は運用指図者として受給終了まで運用のみ行います。また、事前に指定した月(年に1回以上)に掛金を納付する場合は、60歳到達による資格喪失時も含め、資格喪失月を含む拠出区分の掛金は拠出できません。
- ・掛金の払込を停止、もしくは60歳到達により運用指図者となっても、受給終了まで口座管理手数料等が個人別管理資産残高から差し引かれます。
- ・掛金の納付は毎月定額もしくは、事前に指定した月(年1回以上)に行うかのいずれかを選択できます。また、掛金の前納・追納はできません。掛金の納付方法が個人払込の場合は口座振替に限られます。
- ・加入者ご本人の申出がなくとも、他に確定拠出年金の口座がある場合は、その口座の資産が本口座に移換されることがあります。またその場合、移換金に対する配分割合の指定を行わないと掛金の配分割合が移換金にも適用されます。

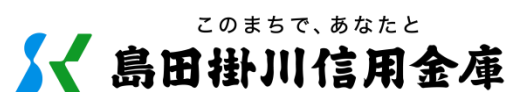
本チラシは個人型確定拠出年金(iDeCo)の概要を説明したものです。
詳しい内容につきましては、ハッピーエイジング401kプランパンフレット等をご覧ください。

本チラシは個別に記載がある場合を除き、2020年3月時点の法令等に基づいて作成しています。将来的に変更される場合があります。上記の税制メリット等はあくまで仮定に基づき試算したものであり、お客さま個々の条件によって結果は異なります。したがって、結果を保証するものではありません。詳しくは専門家にご確認ください。

<運営管理機関>



<受付金融機関>



2018年5月1日作成
2019年9月6日改
2020年3月6日改
(DC-18-530-004)